

広島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

比婆山県民の森線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市西城町油木字津ノ谷五〇九八番一五地 先から 庄原市西城町油木字津ノ谷五〇九八番一五地 先まで			三・九〇～四 ・七〇	三八・〇〇	
			四・四〇～五 ・〇〇	三八・〇〇	拡幅